

排水整備等計画確認申請書（浄化槽整備推進事業用）

平成 年 月 日

登米市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 () _____

登米市浄化槽整備推進事業条例第8条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所					
申請区分	新設・増設・改造・浄化槽切替	固着個所	公共ます・私設ます		
使用状況	排水人口	人	利用戸数	戸	床面積 m ²
使用水区分	水道水・その他()		排水区分	家庭用・その他()	
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
融資あっせん(利子補給制度)			利用する・利用しない		
他人の土地又は排水設備を使用する場合はその所有者の同意	家屋所有者の承諾	住所	氏名 (印)		
	土地所有者の承諾	住所	氏名 (印)		
	排水設備所有者の承諾	住所	氏名 (印)		

委任状

上記排水設備等工事に関する申請手続の一切を委任します。

委任者（申請者）住所

氏名 (印)

受任者（公認業者）住所

氏名 (印)

公認業者登録番号 第 号

添付書類確認 施工位置図（住宅地区）1部 排水設備等工事調書 1部 収受印
 排水設備等工事平面図 1部 排水配管布設工断面図 1部
 宅内排水設備縦断図 1部

※ 注意事項 浄化槽施設設置申請書と一緒に提出願います。

記入例

赤字の個所を記入願います

排水整備等計画確認申請書（浄化槽整備推進事業用）

申請年月日

平成19年 8月 1日

登米市長

※注意 この申請書は、排水設備を受任する業者さんに記入をお願いし、添付書類等を作成の上、下水道課に浄化槽施設設置申請書と一緒に提出願います。

申請者又は浄化槽使用者

住所 登米市中田町上沼字西桜場18

氏名 登米太郎 **登米** 印

電話番号 0220(34)2358

浄化槽を新規で設置する場合は新設となります

家族の人数

登米市浄化槽整備推進事業条例第8条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	登米市中田町上沼字西桜場18				
申請区分	新設・増設・改造・浄化槽切替	固着個所	公共ます・私設ます		
使用状況	排水人口 4人	利用戸数	1戸	床面積	150m ²
使用水区分	水道水・その他()	排水区分	家庭用・その他()		
工事期間	平成19年 8月25日 ~ 平成19年 10月25日				

融資あっせん(利子補給制度)

利用する・利用しない

融資あっせん制度の内容は裏面に記入しています。

家屋所有者の承諾	住所 氏名	登米太郎 印
土地所有者の承諾	住所 氏名	登米市中田町上沼字西桜場18 登米次郎 登米 印
排水設備所有者の承諾	住所 氏名	登米太郎 印

委任状

上記排水設備等工事に関する申請手続の一切を委任します。

委任者(申請者)住所 登米市中田町上沼字西桜場18

氏名 登米太郎 **登米** 印

受任者(公認業者)住所 登米市中田町上沼字要害24

氏名 (株)上沼建設工業 印

公認業者登録番号 第333号

排水設備を委託する公認業者さんを記入願います。
登録番号を記入願います。

上沼建設工業の印

業者さんに話し、書類に必ず添付願います

添付書類確認	<input type="checkbox"/> 施工位置図(住宅地区) 1部	<input type="checkbox"/> 排水設備等工事調書 1部	収受印
	<input type="checkbox"/> 排水設備等工事平面図 1部	<input type="checkbox"/> 排水配管布設工断面図 1部	
	<input type="checkbox"/> 宅内排水設備縦断面図 1部		

※ 注意事項 浄化槽施設設置申請書と一緒に提出願います。

Q 水洗化の融資あっせん制度とはどんな制度なの？

A 皆さんの負担を軽減するため無利子で融資する制度です。

登米市では、下記の金融機関から融資を受けて、水洗便所に改造する場合に、融資を受ける方の支払う利子の全額を補給します。融資を希望される方は、「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」を登米市（建設部下水道課）に提出していただくことになります。

融資取扱金融機関

- ・みやぎ登米農協
- ・仙台銀行
- ・仙北信用組合
- ・一関信用金庫
- ・七十七銀行
- ・東北労働金庫
- ・石巻商工信用組合
- ・南三陸農協

取扱支店につきましては、下水道課までお問い合わせください。

融資あっせんの額（浄化槽は1に該当します）

1. 使用可能1年以内に改造を行う方…… 120万円以内
2. 使用可能2年以内に改造を行う方…… 90万円以内
3. 使用可能3年以内に改造を行う方…… 70万円以内
4. 使用可能4～5年以内に改造を行う方… 50万円以内
5. 複数の家屋（貸家等）を所有している場合、上記1～4を適用する他、合計500万円以内となっています。

融資あっせんの条件

- ①市税等の滞納がない方
- ②月々の返済ができる所得のある方
- ③市税等の滞納がない保証人（1人）若しくは金融機関指定の保証機関（取扱店は 部分、保証料は本人負担）の保証を受けられる方、で**全ての条件を満たす必要があります。**

* 宅内排水設備設置工事補助金を受けた方は、貸付額から補助金額を差し引いた額が融資あっせん額となります。

Q 排水設備工事の補助金制度とはどんな制度なの？

A 排水設備の管渠延長が長い方の負担を補助するための制度です。

登米市では、下記の条件を満たしている方に補助金を交付します。補助金の交付を希望される方は「宅内排水設備設置工事費補助金交付申請書」を登米市（建設部下水道課）に提出していただくことになります。

補助対象工事等及び補助金の額

1. 最上流端から汚水ますまでの間の30mを超える区間に係る工事とする。ただし、枝線は除きます。
2. 補助金の額は、1mにつき5,000円とし、30万円が限度となります。
3. 補助対象期間は、下水道が使用可能後5年間になります。（浄化槽は1年となります）
4. 補助対象建築物は、一般住宅及び店舗付住宅になります。

補助金交付の対象者

- ◎市税等の滞納がない方

上記の関係について、詳しく知りたい方はこちらにご連絡ください。

登米市建設部下水道課 事業管理課 TEL0220-34-2359

FAX0220-34-3448

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18 中田庁舎内 2階

(様式第4号添付)

宅内排水設備工事

縦断



縮尺:横1/200 縦1/50

D. L=

勾配

地盤高

土被

管低高

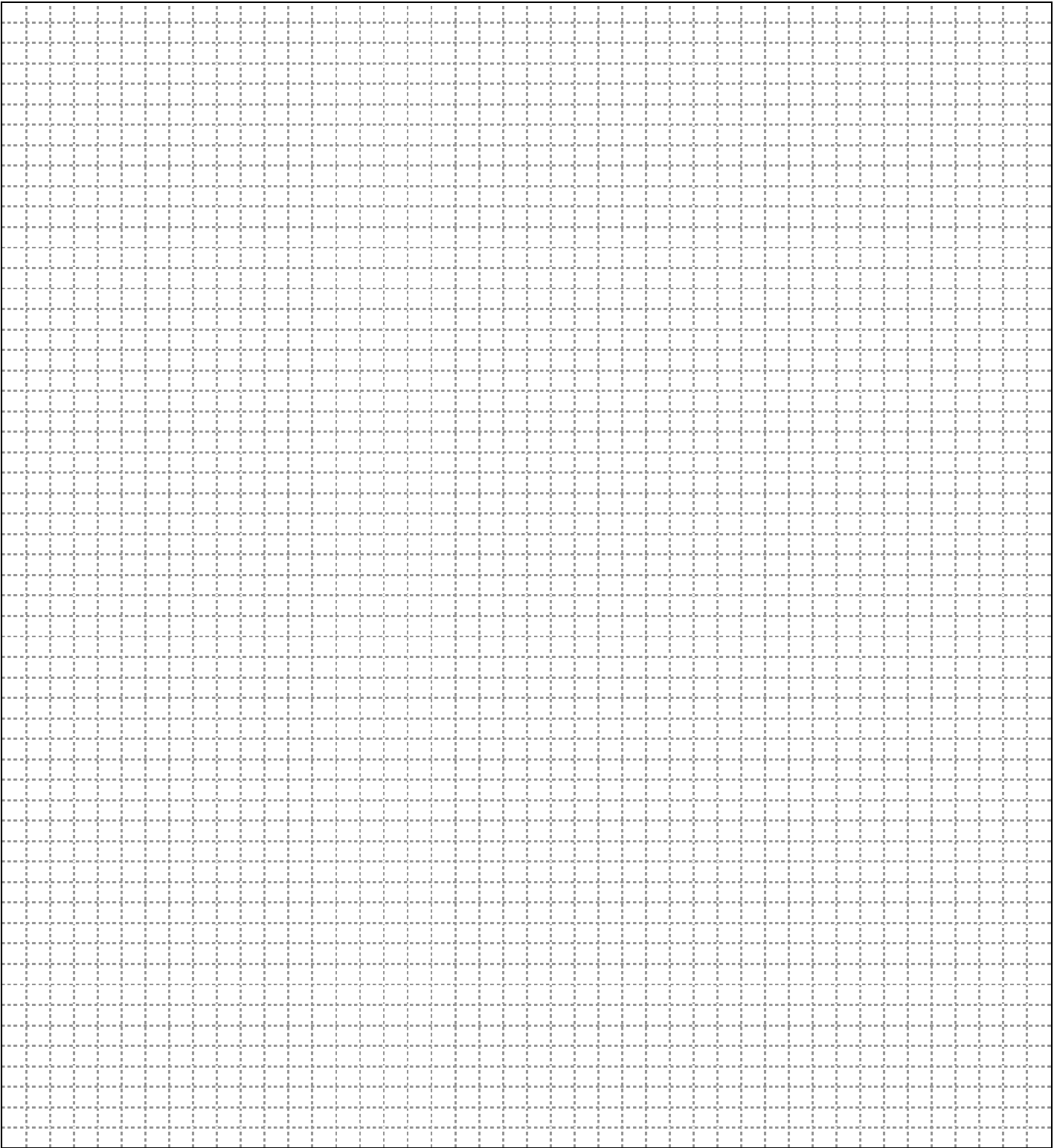
掘削深

区間距離

測点

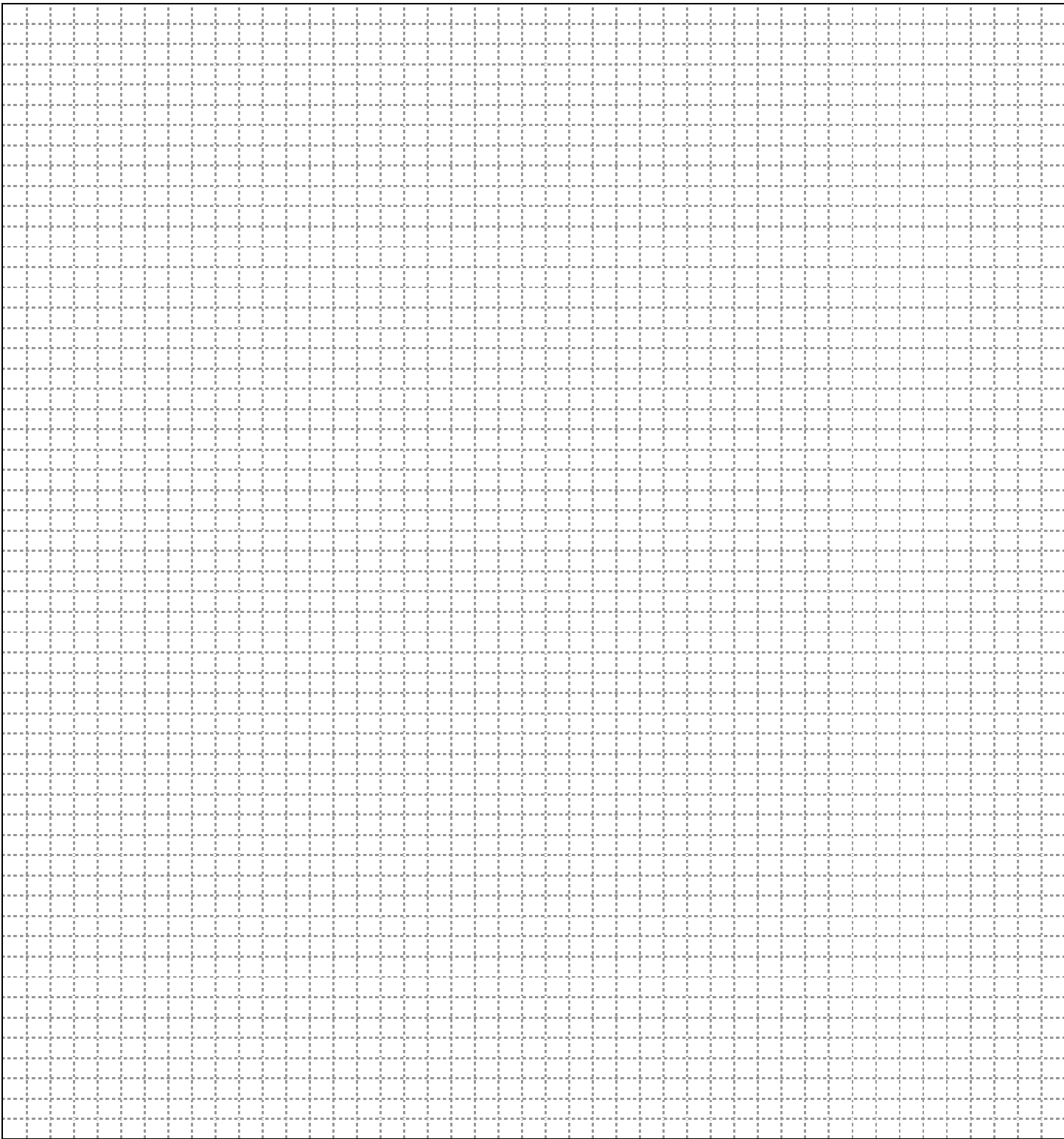
(様式第4号添付)

排水配管布設工断面図



設計内訳書並びに上記図面のとおりに完成したことを承認いたします。 平成 年 月 日 登米市長 殿 申請者氏名 ㊞	完成検査報告	管内流下状態	ます設置状態	インバート施工状態	便器・タンク添付状態	洗浄状態	附带工事	給水配管状態	総合
	検査結果	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
	手直し確認	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
上記のとおりに報告いたします。 検査年月日 平成 年 月 日 検査員 ㊞									

排水設備等工事平面図



設計内訳書並びに上記図面のとおりに完成したことを承認いたします。 平成 年 月 日 登米市長 殿 申請者氏名 ㊞	完成 検査報告	管内流下 状態	ます設置 状態	インバート 施工状態	便器・タンク 添付状態	洗浄状態	附帯工事	給水配管 状態	総 合
	検査結果	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
	手直し確認	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	上記のとおりに報告いたします。 検査年月日 平成 年 月 日 検査員 ㊞								